

「仙台市一般廃棄物処理基本計画」（改定中間案）に 寄せられた意見と意見に対する考え方について

○意見総数：38件 ※説明会における意見を含む

第1章 基本事項に関するもの（1件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | 「一般廃棄物」には、家庭ごみだけでなく、事業系のごみも含まれていると思う。市民にとって分かりやすい資料として、事業系と家庭系のごみの違いを明示してほしい。 | 「一般廃棄物」は生活系と事業系に区分され、本計画は事業系一般廃棄物も対象としております。本計画改定中間案の附属資料（P44）においても当該用語の説明を記載しておりますが、市民の皆さんにとっての分かりやすさの観点から、今後の周知広報において工夫を図ってまいります。 |

第2章 計画の中間評価と今後の課題に関するもの（2件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|--|
| 2 | 家庭ごみに占める資源物の割合が45.5%となっているが、生ごみは含まれていないのか。生ごみを資源物として見た場合、割合はもっと増えると思う。 | 「家庭ごみに占める資源物の割合」には、生ごみは含まれておりません。家庭ごみに占める生ごみの割合は約30%となっている状況です。 |
| 3 | 仙台市の廃棄物行政は全国的にも進んでおり、減量効果が出ていることは市民の努力も含め評価できるが、人口減少による影響も大きく、不法投棄など見えていない減量要因もあると思われる。今後もごみ量は減少が予想されるので、数値結果に一喜一憂することなく丁寧な分析をしてほしい。 | ごみ総量の減少については、ご指摘のとおり人口減少や物価高騰による買い控え等が影響を与えている可能性があることも、重要な視点と受け止めております。今後も、ごみ排出量の推移については、単なる数値の増減に捉われることなく、背景要因を含めた分析を行い、施策の検証と改善に努めてまいります。 |

第3章 基本目標・施策の体系に関するもの（34件）

1 基本的な考え方と方向性

なし

2 基本目標（1件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|--|
| 4 | 最終処分量とは、何を指すのか。埋立地は減少していくのだからもっと減らさなくてはならないのではないか。 | 最終処分は、焼却施設で発生する焼却灰や不燃物を埋立処分することを指しており、最終処分量は埋立処分した重量となります。最終処分量は順調に減少しておりますが、引き続き減量に向けて、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組んでまいります。 |

3 基本方針と施策の体系（33件）

基本方針1 発生抑制を中心とした3Rと循環経済への移行の推進

見出し文（1件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|--|
| 5 | 国が3Rを提唱しているので変えることは難しいかもしないが、環境団体等の間では、20年以上前から4Rを推奨している。 まずはごみになるものを断ること、Refuse（リフューズ）がごみ減量の第1歩であることから、できれば4Rを推奨してほしい。 | ご指摘のとおり不要なものを受け取らない・買わないという行動が、ごみの発生抑制という観点では効果的であり、本市においてもこれまでごみの発生抑制を最優先に位置づけ、マイバッグの利用促進など「リフューズ」を通じる啓発活動を行ってまいりました。 今後も、こうした取り組みをより分かりやすく市民の皆さんにお伝えできるよう、啓発内容を工夫してまいります。 |

施策1-1 プラスチックごみの削減（3件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|--|
| 6 | 事業所から排出される廃プラスチックは、石積最終処分場において、何もかも一緒に埋められている。 ビーチクリーンに参加すると数えられないようなプラスチックが砂浜に捨てられている。 プラスチックは温暖化対策の足を引っ張っている。 仙台市・国・県との連携を含めて、どのように取り組んでいるのか。 | 事業所から排出される廃プラスチックについては、産業廃棄物に該当するため、一般廃棄物を処理する石積埋立処分場には搬入されません。 令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法により、製造段階から廃棄に至るまでのライフサイクル全体において、事業者の責任が明確化されており、製造業者に対しては製品の軽量化や再生材の利用促進などに努めることとされています。 本市としましても、廃プラスチックの削減は喫緊の課題と捉えており、関係機関と連携を図りながら引き続き取り組んでまいります。 |
| 7 | プラスチックは使う人や捨てる人には、規制があるが、作る側には規制がないと思う。 事業所から排出される廃プラスチックについては、山などに不法投棄されている。 プラスチック製品を製造している業者に対しての規制はどうなっているのか、仙台市だけでなく県や国との連携も含めて教えてほしい。 | |
| 8 | マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ問題は今や世界中の課題である。 回収・処理は当然重要だが、作る段階でできるだけプラスチックを使わないよう国や製造業に対する働きかけを強めるという内容をより具体的に盛り込んでほしい。 | |

施策1-2 食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル（3件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|---|
| 9 | 事業系食品廃棄物のリサイクルには、食品メーカー等排出事業者の対応が不可欠と考えるが、飲食店等を利用する仙台市民の協力も重要なため、市民に対しても啓発することが必要と考える。 | 本市では、事業系食品廃棄物のリサイクルに係る取り組みとして、中小規模の飲食店等が参加するモデル事業を実施しておりますが、あわせて市民の皆さんに対しては、食べ残しをしないことを基本としながらも、食品廃棄物のリサイクルへの協力について周知啓発を図ってまいります。 |

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---|---|
| 10 | 外国人観光客の増加などで、食品ロスが発生しやすい状況にあると思う（食べ残すことに対する抵抗のない文化、旅行で節約する考えにならないなど）。周知などに限界があるため、現状は廃棄物のリサイクルをしっかりとやっていくことが求められると思う。 | 本市では、令和5年度より飲食店等での料理の食べきりを呼びかけるキャンペーンを実施しており、今後は、食べきれなかった料理の持ち帰りの啓発も進めてまいりますが、現在、中小規模の飲食店等が参加するモデル事業を実施し、食品リサイクルに係る取り組みも進めています。 引き続き、循環経済への移行に向けて、食品廃棄物のリサイクルを推進してまいります。 |
| 11 | フードロスに関して、フードバンクなどでは一か月前の消費期限のものを寄付対象としているが、一週間前などのものを寄付できるようなものがあるとうれしい。 | 寄付していただいた食品は、支援を必要とする方や子ども食堂等へ配分しております。仕分けや運送に一定の時間がかかるから、賞味期限まで余裕をもった寄付にご理解とご協力をお願いいたします。 |

施策1-3 緑のリサイクル（2件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|---|
| 12 | 落ち葉の堆肥化モデル事業等の実施について、市民団体の方も協力し、仙台市は積極的に落ち葉の堆肥化を進めていると感じる。落ち葉の堆肥化について「仙台市民、事業者、行政が一体」となり進めていることをアピールしても良いと考える。 | 落ち葉の堆肥化については、これまで市民団体や町内会など多様な主体による取り組みが行われてきたところです。当モデル事業の実施にあたっては、市民の皆さま等との協働の視点も含め、落ち葉の堆肥化の取り組みが広がるよう、各種広報媒体やイベント等の機会を捉えた周知啓発を行ってまいります。 |
| 13 | 落ち葉の堆肥化に取り組むとあるが、公園清掃などで出た雑草などのごみも分別をするようにして、堆肥化するようにしたらどうか。また、その際に庭の剪定などで出たごみも一緒に回収するようにすれば、堆肥化ができるのではないか。 | 落ち葉や雑草の堆肥化については、市民向け講座で堆肥化の方法を紹介しているほか、地域等の団体に講師を派遣し、地域における取り組みを促進しているところです。清掃活動で集めたごみと、落ち葉・雑草を分別し、堆肥化に取り組むことは資源循環を推進する上で重要と考えており、落ち葉の堆肥化モデル事業等を実施する際には、雑草も含めた手法を検討してまいります。なお、ご家庭で剪定した庭木の枝や幹については、無料で回収を行っており、堆肥の原料や燃料等にリサイクルする事業を令和5年4月からは通年で実施しております。 |

施策2-1 雑がみ・プラスチック資源等の分別徹底（3件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|---|
| 14 | ガス缶・スプレー缶は家庭から確実に排出されるものであり、分別ルールを厳格にするだけでは不十分である。 市として責任を持って定期的に回収すべき。収集体制が不十分なままでは、市民がやむなく森林や空き地へ不法投棄する可能性が高まり、結果的に環境破壊や処理コスト増に繋がる。 | スプレー缶等については、中身を使い切っていただきたいものであれば、週1回の「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の日に収集を行っており、中身を使い切れない場合については、メーカー等にお問い合わせいただくこととしております。 引き続き、ごみの出し方に関する周知広報を行い、不法投棄の防止に努めてまいります。 |

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|--|
| 15 | <p>リチウムイオン電池が原因の収集車両の火災が発生している。</p> <p>火災事故が発生した収集車両は使用不可となることが多く、収集業務への影響が出る可能性もあるため、家庭ごみ等への混入に繋がらないようルール周知の徹底強化を切にお願いしたい。</p> | <p>本市においても、リチウムイオン電池が原因となる発火事故防止のために令和4年から週1回の「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の日に収集を開始しております。</p> <p>また、「イエローに入レヨー！バッテリー類は、びん・カンの日に。」をキャッチコピーとした分別排出に関する広報を展開しているほか、火災事故防止の観点から消防局と連携した啓発活動を実施しております。</p> <p>今後も引き続き、排出ルールの周知強化に努めてまいります。</p> |
| 16 | <p>資源回収について、市の定日収集をなくし、町内会での回収に一本化してはどうか。</p> <p>スーパーなどでの紙回収所もある。</p> <p>回収車のルートを減らし、排気ガスを削減することができると思う。</p> <p>スーパーなどで資源回収所を設けることをどんどんやってほしい。</p> | <p>集団資源回収については、担い手不足等により実施する団体が減少傾向にあり、市内における実施範囲は、世帯数ベースで約50%となっていることから、市内全域で回収を行うことは難しい状況です。</p> <p>また、行政による資源物の回収（紙類定期回収）は、リサイクル可能な紙類が家庭ごみに多く混入している状況から、平成20年10月に開始したものであり、引き続き実施する必要があると考えております。</p> <p>今後、生活ごみの収集車両の運行ルートの検証を行い、環境負荷の低減を考慮しながら、効率的な運用に向けて取り組むとともに、紙類の回収強化を図るため、新たな回収場所の確保に努めてまいります。</p> |

施策2-2 事業ごみの適正排出及び分別徹底（1件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|---|
| 17 | <p>会社のごみ箱の中身を見るとティッシュペーパーが一番多い。</p> <p>少しの汚れなら資源回収に回せると思うがどうか。</p> | <p>使用済みティッシュペーパーについては、汚れの程度の判断が困難なことや衛生面の観点から、製紙原料としてリサイクルすることが難しいとされているため、事業所から排出される場合は、事業系一般廃棄物の可燃ごみとして処理していただくようお願いしております。</p> |

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

施策3-1 情報発信の充実（1件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|---|
| 18 | <p>仙台市では分別の取り組みが増えてきていると思うが、分別できないものについての周知が必要。</p> <p>特に、混入してしまうと資源として活用できないもの、回収時の事故に繋がりかねない出し方、焼却炉が稼働停止してしまうような重大な事故になりかねないもの等、周知が一層重要になってくると思う。</p> <p>自ら分別情報をとりにいかないとわからないものが多いので、市政だよりに毎回分別コラムを載せるなど、目につくような周知の仕方が必要である。</p> | <p>ご指摘のとおり、家庭ごみ等に混入すると資源化できないもの、とりわけ収集時や処理施設等における事故に繋がるおそれのある廃棄物については、作業従事者の安全確保の観点からも、適正な分別についての理解促進が重要な課題であると認識しております。</p> <p>本市では、これまでも分別方法の周知に加え、収集車両の火災事故等の防止に向けた啓発に取り組んでおりますが、いただいたご意見を参考とさせていただき、より多くの市民の皆さまの目に触れる機会を増やすため、市政だよりへの掲載も含めた積極的なプッシュ型の情報発信について検討してまいります。</p> |

施策3-2 環境教育の推進（2件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---|--|
| 19 | <p>環境施設見学の対象として、太陽光パネルのリサイクル施設である「エコロジーセンター愛子」が登録されており、多くの方々にとつて、太陽光パネルのリサイクルを通じ資源循環の大切さや、これから課題などについて理解を深める機会になっていると感じている。</p> <p>見学者へ向けた啓発ツールがあると、より一層の充実になると思う。</p> | <p>環境施設見学会については、市民の皆さまにごみ処理の現場などの施設を実際にご覧いただくことで、資源循環への理解と関心が深まり、日常生活の中でごみの分別などの環境に配慮した行動を実践していただくためのきっかけの一つになるものと考えております。</p> <p>なお、参加者の方々には、ごみの分別や排出ルール、3Rの実践等についてまとめた冊子を配布しております。</p> <p>引き続き、持続可能な社会づくりに向けて環境教育の推進に努めてまいります。</p> |
| 20 | <p>小中学生には環境教育が行き渡っていないというが、町内会等の市民レベルも同様である。そのため、クリーン仙台推進員等のレベル向上を目指すだけではなく、全町内会・小中学校に「押しかけ講座」のようなかたちで、仙台市が積極的な活動を計画してはどうか。</p> <p>また、広報については市政だより・SNS等でされているとのことではあるが、高齢者には全く届かない。</p> <p>直接面談での施策の方が効果が期待できるのではないか。</p> | <p>全町内会・小中学校を対象とした「押しかけ講座」につきましては、地域ごとのニーズの違いや人員体制の確保などに課題があり、実施は難しい状況です。</p> <p>しかしながら、対面による周知や啓発については、直接の対話を通じて理解を深めていただけることから重要な取り組みと認識しており、町内会や小中学校に向けた出前講座、環境施設見学、エコフェスタや区民祭りなどのイベントを通じて、環境への配慮や資源循環への理解を深めていただけるよう、今後も積極的な啓発に取り組んでまいります。</p> <p>また、認知度や即時性、情報量など媒体の特性を踏まえ、効果的な広報に取り組んでいるところであり、今後も様々な媒体や機会を捉え、ごみ減量・リサイクルに向けた啓発を進めてまいります。</p> |

施策3-3 外国人や若年層への周知・啓発（5件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|--|
| 21 | 町内会では、外国人住民へのごみ出しルールの周知に生成AIを活用しているが、なかなか伝わらない。また町内会に未加入の外国人が多く、町内会からの情報発信の手段が限られる状況である。仙台市が学校や事業所を通じてごみ出しルールの啓発を行うことはできないか。 | 本市では、転入者に対し不動産業者や区役所を通じ、家庭から出るごみの分別や排出ルールをまとめた冊子を配布し、周知啓発を図っております。 また、外国人住民に対しては、同冊子の外国語版（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語）を区役所や不動産業者、大学、専門学校、日本語学校を通じて配布しているほか、仙台国際観光協会と連携し、留学生等の外国人住民に向けた「生活のためのオリエンテーション出前講座」の開催に加えて、ごみの排出ルールに関する説明動画（多言語版）を制作し、せんだいTubeでの公開や専門学校及び日本語学校等の新入生説明会において活用いただいております。 ごみの分別や排出ルールを守らない外国人住民については、地域からの情報を基に、外国人が居住する集合住宅の不動産会社や、外国人学生が通う日本語学校等に対し、ごみの分別や排出ルールをまとめた冊子（外国語版）の配布や出前講座の実施などを働きかけ、事業者や学校と連携しながら、引き続き取り組んでまいります。 |
| 22 | 外国人住民がごみ分別を守らない事例が後を絶たない。指導しても改善されない場合は罰則を強化すべき。不法投棄や分別違反が続けば、地域全体の負担が増し、真面目にルールを守る住民が不利益を被ることになる。悪質な違反を繰り返す外国人については、氏名公表や居住制限、罰金強化を含む厳しい措置を検討すべき。 | ごみの分別や排出ルールを守らない外国人住民については、地域からの情報を基に、外国人が居住する集合住宅の不動産会社や、外国人学生が通う日本語学校等に対し、ごみの分別や排出ルールをまとめた冊子（外国語版）の配布や出前講座の実施などを働きかけ、事業者や学校と連携しながら、引き続き取り組んでまいります。 また、今後は、関係機関と協議の上、外国人が就労する事業所を通じた周知に努めるとともに、外国人住民の交流の場等における周知・啓発を検討しながら、ごみの分別・排出ルールの理解促進を図ってまいります。 |
| 23 | ごみ集積所のルールを守らない排出者を見ると、外国人や若者の転入者など、アパート住まいの方が多い。町内会に入っている人は比較的良いが、町内会に入らないアパートの住民は規則を守らないことが多い。転入者に対する教育を徹底してほしい。 | |
| 24 | 基本的な考え方 「世代や国籍の違い、障害の有無なども含め、誰もが取り組めるよう」とあるが、特に転入者や外国人に向けての啓発が必要だと思う。各自治体によっても分別の違いなどがあり、多様化していることから、分かりやすい分別一覧などが必要である。 | |
| 25 | 仙台市は転勤族や学生が多いまちであることから人の入れ替わりが激しく、また就労する外国人や留学生も多数居住している。こうした方々にごみ処理ルールを徹底させるため、計画に記載のとおり外国人住民が集まる交流イベント等に積極的に出向き、周知・啓発の機会を作ることをぜひ実施してほしい。 | |

施策3-4 クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携（1件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---|---|
| 26 | クリーン仙台推進員を10年位やると感謝状がもらえるようだが、やる気を持ってもらうため、クリーンメイトにも同様に対応するべきではないか。 | 本市では、「クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱」に基づき、クリーン仙台推進員を継続して10年以上務め、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発に貢献いただいた方を対象に、表彰を行っております。 クリーンメイトは、クリーン仙台推進員の活動を補助しながら地域に密着した活動を行う地域の担い手であり、ご意見を参考に、活動しやすく意欲の湧く環境の整備のあり方について検討してまいります。 |

施策4-1 高齢化や生活様式の変化に対応した取り組み（1件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|--|
| 27 | 指定処理事業者との連携を密にし、高齢者宅の戸別収集費用を市が負担すべき。 高齢化に伴い、朝のごみ出し支援等も活発化しているが、廃棄物に無知な方たちが行っているため、危険である。 そのため指定処理事業者と連携し、高齢者世帯の戸別収集を実施するべきである。 | 本市では、ごみ出しが困難な世帯に対してごみ出し支援活動を行う団体を対象に奨励金を交付する「地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金」事業を実施しております。 既に活動を行っている団体や、これから活動を始めようとしている団体に向けたQ&Aを市ホームページに掲載し、活動中の注意点をお伝えするとともに、支援を行う方を対象とした保険に加入するなど、安心して活動を行っていただくための環境を整えているところです。 高齢化や核家族化の進展等に伴い、日常的なごみの排出に問題を抱える世帯の増加が懸念されることを踏まえ、いただいたご意見を参考とさせていただきながら、施策を検討してまいります。 |

施策4-2 地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり（1件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---|---|
| 28 | 「集積所の設置・維持・管理に関する新たな支援制度の創設」とあるが、主体となるのはクリーン仙台推進員や町内会などの地域団体ということになるのか。 支援制度の創設とは具体的にどういうものなのか、できる範囲で教えてほしい。 | 現在、「ごみ集積所課題解決実証事業」を実施しており、管理に関する支援のあり方について検討を進めております。 活動しやすい環境づくりを目指しており、実証事業の結果を踏まえ、計画の後期に向けて支援制度の創設を検討してまいります。 |

施策5-2 地域清掃や集積所管理の推進（3件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---|---|
| 29 | <p>ごみ集積所のネットの改革が進んできていることが、ごみ総量が減少してきている大きな要因であると思う。</p> <p>特に、最近はハンサムネットを設置してごみが散らばらないように努力しており、また、各家庭においてもごみを減らす努力をしている。</p> <p>一方で、プラスチック資源の出される量は増えており、ネットの措置の拡大や徹底、そしてごみ集積所の環境整備という面で、カラスなど鳥獣の対策が必要と考えるが、具体的にどのように考えているのか。</p> | <p>カラスによるごみの飛散被害防止については、ごみ集積所の適切な使用や排出時のルールを守ることが重要であると認識しており、これまで地域の方々には、ハンサムネットを活用いただきながら取り組んでいただいております。</p> <p>町内会が管理するごみ集積所については、鳥獣被害があり、清掃等の維持管理が負担となっているというお声もいただいていることから、令和5年度から町内会と連携して折り畳み式のごみボックスを使用した「ごみ集積所課題解決実証事業」を行っております。</p> <p>今後、その効果検証を踏まえ、新たな支援のあり方について検討してまいります。</p> |
| 30 | ごみ集積所のネットの色について、カラスや猫が苦手な色にしてはいかがか。 | ごみ集積所用ネットの製造事業者へのヒアリングにより、カラス対策用として一般的に市販されている黄色のネットについては、紫外線をカットする薬剤を塗布しなければ効果は薄く、また、緑色のネットと比べて直射日光により劣化しやすいとの見解を得ていることなどを踏まえ、本市では耐久性や景観への配慮の観点から緑色のネットを採用しております。 |
| 31 | <p>現在、市から支給されるごみ集積所のネットは、横糸が二重に補強されているが、縦糸は一重であり、補強されていない。</p> <p>費用面でそうしているとのことだが、縦糸が弱いため、無残に破損している集積所が多数ある。結果、地元の町内会等で修理が頻繁に必要になっており、美観としても劣る。</p> <p>直近では、集積所を管理する自治会の高齢化で、維持が難しくなり、戸別収集に移行する自治体が増えているとの報道もある。</p> <p>現在、クリーン仙台推進員の担い手も少なくなっている。</p> <p>そうならないように、できるだけ自治会に負担が掛からないようにしてほしい。</p> | <p>本市が貸与しているネットは、縦糸は三本、横糸は六本の糸で編んでおり、過去に貸与していたネットと比較すると、破損しにくいものを採用しております。</p> <p>一方で、ごみ集積所の管理における町内会の負担軽減を図れるよう、鳥獣被害の効果を検証する「ごみ集積所課題解決実証事業」を実施しており、今後、実証事業の結果を踏まえながら、集積所の維持管理に関する支援のあり方について、検討してまいります。</p> |

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

施策6-1 処理施設の整備計画（3件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|-------------------------------------|
| 32 | <p>メタン発酵処理施設を仙台市で運営し、特に選別に特化した施設を作るべきである。</p> <p>現在は一般企業でもメタン発酵を行っているが、宮城県内にある企業においては、選別・分別に関する部分で考えが不足しているため、その考えを取り入れたメタン発酵処理施設を仙台市として運転管理するべきである。</p> | いただいたご意見は関係部署とも共有し、今後の参考とさせていただきます。 |

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---|---|
| 33 | 生ごみを焼却するのではなく分別回収してメタン発酵発電システムにてエネルギーとすべきではないか。 「生ごみ」がなければ家庭ごみはすぐに半分以下に減ると考える。 | ご家庭から出される生ごみを分別収集し、リサイクルするためには、収集体制の整備や費用面での課題があり、現時点では慎重な検討が必要です。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 34 | 電気分解炉を導入し、最終処分場に搬入する前に廃棄物を電気分解するべきである。 電気分解炉で灰になるまで加熱した場合、空気がなれば火災が起こらない。 金属以外の炭素に対しても有効な処理ができるため、各焼却施設に取り入れるべきである。 | いただいたご意見も参考にさせていただきながら、引き続き温室効果ガス排出量の削減に資する技術動向を注視してまいります。 |

施策6-2 効率的な収集運搬体制の構築（2件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|--|---|
| 35 | 高齢者が亡くなった後や亡くなるまでの終活に関わる廃棄物を軽んじていると考えるため、次のことを計画に入れてもらいたい。 認定制度を確立し、認定を受けた企業は遺品整理、生前整理で出したものを焼却処分場に持ち込めるようにする。 既存の指定業者でも、回収した廃棄物を「専ら物」と考え、市の収入になるものを着服・横領している場合もあるので、通常の一般廃棄物収集運搬業許可ではなく、廃品回収のような認定をするべきである。 | 遺品整理、生前整理により排出された廃棄物を含む一般廃棄物の収集運搬については、将来にわたって安定的に継続できるよう、「施策4-1 高齢化や生活様式の変化に対応した取り組み」等の中で、引き続きあり方を検討してまいります。 |
| 36 | 粗大ごみの出し方について、事前予約が必要かつ平日のみの回収という方式は、共働き世帯や高齢者にとって大きな負担となっている。 粗大ごみについても、家庭ごみ等のように定期収集を行う仕組みを設けるべき。 「申し込みなければ出せない」という方式は、結果的に市民を追い込み、山林や空き地への不適切処理を助長している。 | 本市では、安定的かつ効率的な収集体制を確保するため、粗大ごみの収集を現行の事前申込制としております。家電4品目等の不適正排出の防止にも繋がることから、今後も事前申込制を継続していきたいと考えております。 なお、一部粗大ごみについては、インターネットで24時間お申し込みができる体制を整えており、令和3年度には申込可能な品目数を増やすとともに、利便性を高めるための機能を拡充しているほか、65歳以上または障がいの方のみで構成される世帯で、一定の要件が満たされた場合は、家の中からの運び出しも行っております。 いただいたご意見も参考にさせていただきながら、引き続き利便性の高い申込方法や収集のあり方について検討を重ねてまいります。 |

施策6-3 ごみ処理手数料のあり方に関する検討（1件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---|--|
| 37 | ごみ回収費用の見直しについて、特に粗大ごみの値上げは不法投棄に繋がってくると思う。 自分たちで搬入できるものに限り、市の施設などの場で、部品取りなどできるものに関して受け入れている業者の定期回収日というものを設けてはどうか。 | ごみ処理施設内に部品取りなどの回収スペースを設けることは極めて困難です。 今後、ごみ処理手数料の見直しの検討に当たっては、いただいたご意見を参考とさせていただきます。 |

第4章 生活排水処理に関する事項に関するもの

なし

その他要望、提言等（1件）

| No. | ご意見の概要 | 本市の考え方 |
|-----|---|---|
| 38 | <p>SDGsは縦割りでの部分的なものでは機能しないため、環境局にSDGs専門の部署を設けるべき。</p> <p>環境局職員は、高齢者介護、建設局から出る下水道汚泥、ディスポーザー等に関して無知である。</p> <p>一般廃棄物は人がいれば発生するものであることから、連携が取りやすくなると考える。</p> | <p>SDGsの考え方は廃棄物分野のみならず本市の施策全体に通じる重要なものであり、引き続き府内外の連携を図り、SDGsを推進してまいります。</p> |